

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成18年4月20日(2006.4.20)

【公開番号】特開2005-272359(P2005-272359A)

【公開日】平成17年10月6日(2005.10.6)

【年通号数】公開・登録公報2005-039

【出願番号】特願2004-88539(P2004-88539)

【国際特許分類】

A 6 1 K 8/00 (2006.01)

A 6 1 Q 5/02 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 7/075

【手続補正書】

【提出日】平成18年3月8日(2006.3.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(A) カチオン化セルロースと、(B) カチオン化フェヌグリークガムと、(C) アニオニン性界面活性剤、両性界面活性剤、半極性界面活性剤、糖系ノニオン系界面活性剤から選ばれる界面活性剤とを含有し、高級ジエタノールアミドを実質的に含有しないことを特徴とする毛髪用液体洗浄剤組成物。

【請求項2】

(A) カチオン化セルロースと、(B) カチオン化フェヌグリークガムと、(C) 界面活性剤と、(D) シリコーン化合物とを含有し、高級ジエタノールアミドを実質的に含有しないことを特徴とする毛髪用洗浄剤組成物。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

すなわち、本発明の請求項1は、(A) カチオン化セルロースと、(B) カチオン化フェヌグリークガムと、(C) アニオニン性界面活性剤、両性界面活性剤、半極性界面活性剤、糖系ノニオン系界面活性剤から選ばれる界面活性剤とを含有し、高級ジエタノールアミドを実質的に含有しないことを特徴とする毛髪用液体洗浄剤組成物である。本発明の請求項2は、(A) カチオン化セルロースと、(B) カチオン化フェヌグリークガムと、(C) 界面活性剤と、(D) シリコーン化合物とを含有し、高級ジエタノールアミドを実質的に含有しないことを特徴とする毛髪用洗浄剤組成物である。